

# 第4次行方市男女共同参画基本計画 (令和7年度～令和11年度)

【概要版】

笑顔で住み続けたいまち、行方



令和7年3月  
行 方 市

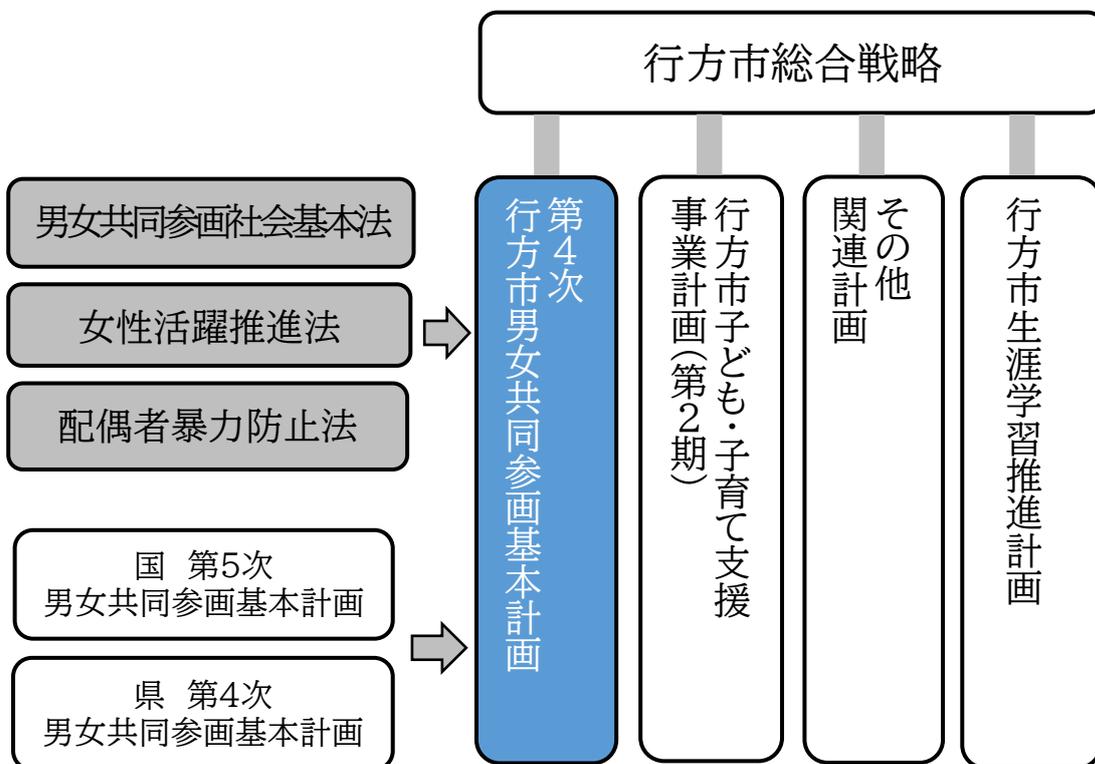
## 1 計画策定の趣旨

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」の中で、男女共同参画社会の定義について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と示されています。

近年、様々な法整備が進み、男女がともに様々な分野で活躍できる環境が整いつつありますが、固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画は十分とは言えない状況です。

こうした社会情勢の変化に対応しながら、「笑顔で住み続けたいまち、行方」の実現に向け一層の取組を推進するため、「第4次行方市男女共同参画基本計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ



## 3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、国内外情勢の動向や社会経済情勢の変化、計画の進展状況等に応じて必要な見直しを行います。

## 4 基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会制度、慣行の見直し
- 3 政策立案・決定等への参画
- 4 家庭生活、地域活動、仕事のバランスの構築

## 5 基本目標

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、全ての人々が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通してわかりやすい広報・啓発活動を行います。

さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう、児童生徒の発達段階に応じて学校などのあらゆる場において、男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するために、法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等を充実します。

また、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択ができるように、育児休業や介護休業取得のための支援等、男性が家庭責任を担える就業環境の整備や社会的気運の醸成に取り組みます。

さらに、市や市の職員が、模範となるように女性委員や管理職等への積極的な登用に率先して取り組みます。

### 基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

生涯にわたり心豊かな暮らしを実践するために、性差に応じた健康課題に対応できるよう、女性特有の疾病予防についての正しい知識を普及し、健康支援を目指します。

また、ひとり親家庭など生活上の困難に陥りやすい人々に対して、各種支援サービス等の環境整備を行い、生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った包括的なきめ細やかな支援体制の構築を目指します。

さらに、東日本大震災や近年日本各地で発生している豪雨などの大規模な災害から防災・減災への女性参画の重要性に鑑み、男女共同参画や女性等への配慮の視点を取り入れた「防災」の取り組みについて充実を図ります。

## 6 施策の体系

【基本目標】

【施策の方針】

【主な取り組み】

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
1 正しい理解と意識改革	1 市民の意識改革(向上)のための啓発活動 2 男女共同参画社会に関する情報提供等 3 社会制度(慣習)見直しの意識向上
2 推進するための教育と学習の充実	1 子どもたちの教育の推進 2 生涯学習における教育(学習)の推進 3 充実した教育のための指導者の育成
3 他団体との協働による推進体制の充実	1 事業所との双方向での情報提供や提案 2 国や県、他の市町村との連携 3 NPO、地域団体等の育成及び連携
4 市役所内の推進体制の充実	1 市役所での組織設置と運営及び効果的な事業展開 2 行政での相談体制の整備
II あらゆる分野における女性の参画拡大	
1 働く場における女性参画の支援	1 女性の労働条件の向上 2 職場(事業所)における男女平等の理念の普及 3 女性参画にかかる各種制度の理解醸成
2 ワークライフバランスの推進	1 子育て支援、働き方改革 2 地域活動へ参加しやすい職場環境づくり 3 男性の家事、育児、介護等への参加促進 4 事業主や管理者などの意識革新の促進
3 男女が共に参画する地域活動の推進	1 地域活動に参画しやすい環境づくり 2 地域での慣行やしきたりを考える機運の醸成 3 防災・防犯・交通安全分野での地域活動向上
4 政策方針決定への参画	1 政策方針決定の委員会等の適切な運営 2 事業所、団体等で女性の活動支援
5 女性のエンパワーメントの促進	1 女性の活躍を推進するための研修 2 女性の起業や経営能力向上、多様な働き方の支援 3 農水畜産業に従事する女性の支援
III 安心・安全な暮らしの実現	
1 市民と協働による推進体制の充実	1 市民との双方向での情報提供や提案 2 地域コミュニティ及び市民ネットワークの構築 3 地域防災・復興体制の構築
2 生涯を通して健康の保持と増進	1 母子保健の保持と増進 2 生涯にわたる健康づくりの推進
3 暴力の根絶	1 弱者に対する暴力の根絶 2 様々なハラスメントの防止策の推進
4 様々な課題を抱える方への支援	1 要支援者の自立の促進 2 要支援者及び介護者への支援 3 困難な問題を抱える女性への支援

## 7 指数(数値目標)

本計画目標値  
(令和11年度)

主な実施事業例  
(第3次計画の平均達成率)

- ・本計画は、前計画と一部事業内容が変更になっているため、類似事業と比較しています。
- ・数値は、平均達成率として、各事業の達成率を単純平均した数値を掲載しています。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

正しい理解と意識改革(全4事業)	100%	男女共同参画に関する周知・啓発(100%)
推進するための教育と学習の充実(全9事業)	100%	学校と連携したキャリア教育の充実(100%)
他団体との協働による推進体制の充実(全3事業)	70%	国・県・他市との情報交換や共同事業の展開(57%)
市役所内の推進体制の充実(全7事業)	50%	庁内連絡会議の実施(43%)

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大

働く場における女性参画の支援(全5事業)	90%	女性活躍推進に関連した研修会等の実施(72%)
ワークライフバランスの推進(全7事業)	90%	男性の家事・育児・介護への参加の促進(75%)
男女が共に参画する地域活動の推進(全5事業)	100%	在宅福祉サービスや保育サポーターなどの各種制度の実施(97%)
政策方針決定への参画(全2事業)	80%	防災・防犯・交通安全分野での地域活動に参加する女性の人材確保(70%)
女性のエンパワーメントの促進(全3事業)	100%	女性職員の能力開発と管理職員への登用を実施(98%)

### 基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

市民との協働による推進体制の充実(全4事業)	50%	地域での防災・防犯・交通安全などの様々な活動に対する連携や支援(36%)
生涯を通して健康の保持と増進(全6事業)	100%	食と健康づくりイベントの開催(100%)
暴力の根絶(全7事業)	100%	ネグレクト、心理的虐待の把握(99%)
様々な課題を抱える方への支援(全6事業)	100%	福祉情報提供の充実(97%)

第4次行方市男女共同参画基本計画(令和7年度～令和11年度)

発行年月：令和7年3月 発行：行方市 企画部 事業推進課

〒311-3892 茨城県行方市麻生 1561-9

TEL：0299-72-0811(代表) FAX：0299-72-1537